社会福祉法人名取市社会福祉協議会

令 和 5 年 度　　事 業 計 画

Ⅰ　基本方針

地域では、少子高齢化が進み、家庭・地域・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤や社会的なつながりが弱まっております。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延に加え、ウクライナ情勢等の国際秩序の不安定化、資源価格や消費物価の高騰等により、私たちの日々の生活も大きな影響を受けています。地域住民が抱える問題も複雑化・複合化しており、専門職種の資質向上やネットワークの強化、地域コミュニティの維持・継続が課題となっています。

名取市社会福祉協議会は、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間として策定した「名取市地域福祉活動計画」の基本理念である「市民が主役となり活躍する地域共生社会の実現」を目指し、『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組んでいます。

令和５年度は、感染症に伴う社会環境の変化に柔軟に対応しながら、地域住民をはじめ、市内の様々な団体や企業・商店、学校等とつながりながら、ともに地域福祉活動の歩みをすすめていきます。

また、生活福祉資金特例貸付の終了に伴い、貸付金の償還が開始されていることから、関係機関と連携しながら引き続き丁寧な相談支援に努めていきます。

当協議会においては、充実した地域福祉活動と安定的な在宅生活支援を推進し、運営基盤の強化を図るため、基幹相談支援センターの開設や訪問入浴介護事業の縮小・廃止等の財政健全化の取り組みや組織体制の見直しについても組織一丸となって取り進めていきます。

Ⅱ　重点目標

１　地域福祉活動計画の推進

３つの基本目標を柱に推進します。

（１）市民が主体的に支え合うまちづくり

（２）地域の支え合いのしくみづくり

（３）多様な主体の力を結集した協働・連携によるまちづくり

また、これらの基本目標の推進にあたり、地域福祉がどのようなものかを「知り」、次に身近な地域がどのような福祉課題を抱えているかを「わかり」、そして福祉課題の解決に向け、あらゆる立場の人々が「つながる」をコンセプトとした地域福祉活動を推進します。

２　法人運営及び組織・体制の見直し

法人運営においては、「財政健全化・安定化推進会議」（令和３年８月設置）における検討結果や物価高騰の現状を受け、支出削減に努めていきます。現代社会に求められる事業運営を進め、基幹相談支援センターの開設や訪問入浴介護事業の縮小・廃止

等を検討し、将来にわたり持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

また、併せて地域福祉活動の迅速なサービスの実施が図られるよう運営・組織体制の改善・改革を推進します。

Ⅲ　事業計画

（注）㊞は地域福祉活動計画掲載事業、㊟は新規事業、㊜は名取市からの受託事業
㊗は公益事業

1　法人運営事業

（1）理事会、評議員会等の開催

法人運営のために必要な役員会、委員会等の開催

①　理事会：年５回（５月、６月臨時、９月、１２月、３月）

②　評議員会：年２回（６月定時、３月定例）

③　広報委員会などの各種委員会等：随時

（2）広報誌の発行（年２回発行）㊞

広報誌「社協だより」を毎戸に配布し、社協活動の理解と協力を求めるとともに福祉関係の情報を提供します。

また、社協だよりに広報スペースを設け、市内で運営する企業や施設、団体などに PR の場を提供し、地域福祉活動の理解を促し連携を図ります。

発行回数の増について検討を進めるとともに、掲載内容の充実を図ります。

＊　年２回（１０月１日号、３月１日号）発行

（3）ホームページの運用 ㊞

市民が場所や時間にとらわれることなく、事業内容や最新情報が取得できるシステムとしてホームページの運用を図ります。

また、地域福祉団体の情報を積極的に発信するよう努めます。

（4）SNS を活用した情報発信 ㊞

SNS の活用など新たな情報伝達手段を検討し、幅広い年齢層への情報発信に努めます。

（5）社会福祉協議会会費の活用方法の検討 ㊞

社会福祉協議会会費の募集を通し、福祉意識の醸成や福祉のまちづくりに関する意識の啓発を図ります。

また、地域福祉活動を促進するため、新たな活用法について検討を行うとともに地域団体や地域住民の皆様の意見を聴きながら、有効活用のしくみづくりを行います。

（6）役職員研修の実施及び参加

法人運営、事業内容の充実強化を図るため役職員等の研修を実施します。

＊　県南地域社協連絡会研修

＊　仙台都市圏域等災害時協定社協研修

＊　職員の内部研修

＊　職員向け外部研修

（7）市民啓発事業

地域福祉に関する意識の啓発や当協議会の事業活動のＰＲを目的にイベント・大会を実施し、法人運営に対する市民の理解を図ります。

＊　第４９回名取市社会福祉大会（１１月１７日・名取市文化会館中ホール）

（８）善意銀行運営事業 ㊞

市民や団体等から善意としての金品を預かり、市内の社会福祉活動に有効に活用（払出）を行います。

（９）非常災害発生時における援護金品の受配業務

災害発生時に援護金品の受配業務を行うとともに、火災発生時には被災世帯に対して見舞金を支給します。

２　地域福祉事業

（１）相談支援事業

イ　生活相談所運営事業 ㊞

地域生活において生じる市民の悩みや困りごとについて相談に応じ、助言・援助を行います。（民生委員児童委員が対応）

＊　毎週火曜日　午前１０時～午後３時

＊　年間５１日実施予定

ロ　生活安定資金貸付事業 ㊞

低所得世帯の緊急かつ一時的な資金需要に対し自立につながるための小口資金の貸付を行います。

ハ　生活福祉資金等貸付事業 ㊞

①　総合支援資金	低所得世帯で、失業等により日常生活全般に困難を抱えた世帯へ相談支援と生活資金の貸付を行います。
②　福祉資金 （福祉費・緊急小口資金）	低所得者・障がい者または高齢者（日常生活上、療養または介護を要する６５歳以上の方）のいる世帯で、他から資金の貸付を受けることが困難な世帯に対し、経済的自立と生活安定を図るため資金の貸付を行います。
③　教育支援資金	低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校、大学、または高等専門学校に入学・就学するために必要な資金の貸付を行います。
④　不動産担保型生活資金 （他に要保護世帯向け不動産担保型生活資金もあり）	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する（要保護の）高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金の貸付を行います。
⑤　災害緊急特例貸付 （緊急小口資金、生活復興資金）	東日本大震災に係る特例貸付の償還に関する相談受付、手続きを行います。
⑥　新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付 （緊急小口資金、総合支援資金）	新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付の償還に関する相談受付、手続きを行います。

ニ　日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業　通称：まもりーぶ）㊞

判断能力に不安がある高齢者や知的障がい者等に対して日常生活の金銭管理などの相談・支援を行います。

＊　利用者数（令和５年２月１日現在）：１６名

（２）地域福祉推進事業

イ　担当地区制のコミュニティソーシャルワーカーの配置の検討㊞

地域の状況把握、地区福祉委員会活動に関する相談対応や運営支援など、地域福祉の推進を支援するコミュニティーソーシャルワーカー（CSW）の機能・役割について整理し、関係機関とも協議の上、配置に向けての準備を進めてまいります。

ロ　地区福祉委員会活動支援・助成事業 ㊞

地域の実情に即した地域福祉活動が行われるよう地区福祉委員会の活動を支援し、助成を行います。

＊　助成件数：８件

ハ　福祉団体助成事業 ㊞

市内の福祉関係団体等が実施する事業に対し助成を行います。

＊　助成件数：５件

ニ　サロン等活動助成金制度創設に向けた検討 ㊞

地域で行われている住民主体のサロン活動や支え合い活動が継続的に行われるよう、また、新たに活動を開始する人の支えとなるよう、活動資金の支援を目的とした助成金制度創設に向けた検討を行います。

ホ　福祉給食サービス事業《配食サービス》㊞

６５歳以上のひとりぐらし高齢者等を対象に安否確認を目的に週１回お弁当を配達します。

＊　毎週火曜日…東北本線を境に東側の地区

＊　毎週木曜日…東北本線を境に西側の地区

①　利用者数（令和５年２月１日現在）：３４名（火曜日１６名、木曜日１８名）

②　実施回数：年１０１日（火曜日５１日、木曜日５０日）

ヘ　生活支援体制整備事業 ㊜

生活支援コーディネーターを配置し、住民相互の支え合い活動の推進を目的に地域資源の発掘及び取りまとめ、地域住民等を対象とした意見交換の場を開催します。

また、生活支援サービス等の必要性と普及啓発を目的とした講演会等を開催します。

ト　認知症サポーター養成講座

「認知症を知り地域をつくる」キャンペーン（認知症サポーターキャラバン；全国キャラバン・メイト連絡協議会）に賛同し、認知症の人と家族への応援者である「認知症サポーター」養成に協力し、「認知症になっても安心して暮らせるまち」へ向けた取り組みを進めます。

チ　福祉団体事務局に関する業務 ㊞

①　名取市民生委員児童委員協議会

②　名取市ボランティア連絡会

③　名取市老人クラブ連合会

④　名取市共同募金委員会

3　ボランティア活動推進事業・福祉教育事業

（1）ボランティアの育成 ㊞

ボランティア活動に関する相談や情報提供とともにボランティア活動への参加を希望する個人・グループを登録し、活動等を紹介します。

（2）ボランティア活動保険の加入と普及

ボランティア活動中の万一の事故に備えるため、保険の加入手続きの受付や普及に努めます。

（3）キャップハンディ体験事業 ㊞

児童や地域住民を対象に、車いすや白杖などを使って障がいのある状態を擬似体験し、その方々の置かれている状況や、環境、障がいに対する理解を深めます。重り付き肘･膝サポーターや視力低下体験眼鏡等の高齢者疑似体験セットの貸出も行います。

（4）福祉学習・ボランティア体験の推進 ㊞

長期休暇を活用したボランティア体験や世代間交流など、子どもから大人まで全ての人に対し、福祉への興味関心を育てる体験プログラムの開発について検討を行います。

（5）各種実習生の受け入れ

各大学や専門学校等から看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士などを目指す学生の実習受入れを行います。

（6）介護福祉士実務者研修支援事業　㊞

介護現場で勤務する人材の確保及び育成支援を目的に、介護福祉士実務者研修の開催支援を行います。

4　災害ボランティアセンター事業

（1）災害時に備えた各種協定に関する事業

災害ボランティアセンター相互支援の協定を締結した広域エリア内で開催される各種会議及び研修会等へ参加し、大規模災害に備え、平常時から連携協力体制の構築に努めます。

＊　宮城県内市町村社協災害時相互支援協定に関する取組み
（県社協、県内１３市２２町村）

＊　県南地域協定社協（４市９町）との連携

＊　仙台都市圏域等協定社協（５市１０町村）との連携

（2）災害時を想定した事業所間連携の検討 ㊞

災害発生時においても、支援を必要とする人が必要な福祉サービスを受けることができるよう、情報交換の場を設けるなど、事業所間の連携強化について検討します。

5　在宅生活支援事業

（1）在宅福祉サービス

イ　認知症家族等交流会事業「いっぷく堂」㊟

認知症の方を介護する家族を支援する集いの場を開催します。

＊　年間　７回開催

ロ　育児ヘルプサービス訪問事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業 ㊟

育児支援を必要とする世帯やひとり親で支援を必要とする世帯等に対して、生活支援等のサービスを提供します。

＊　年間　２０人利用（令和４年４月１日～令和５年１月末日）

（２）介護保険事業　《指定居宅介護支援事業所ほっとなとり　指定居宅サービス事業所ほっとなとり》

イ　居宅介護支援事業・介護予防支援事業 ㊞

利用者に適切なサービスが提供されるよう一人ひとりの生活に合わせた最適なケアプランの作成と日常生活に必要な情報提供や連絡・調整を行います。

＊　給付管理（ケアプラン作成）件数

令和５年２月１日現在：３０７件

ロ　訪問介護事業・第１号訪問介護事業 ㊞

日常生活を営むことが困難な高齢者に対して訪問介護員を派遣し、身体介護・生活援助サービスを提供します。

＊　利用者数（令和５年２月１日現在）：５５名

ハ　訪問入浴介護事業・介護予防訪問入浴介護事業 ㊞

家庭において入浴することが困難な高齢者に対して巡回入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。（なお、本事業につきましては、事業縮小・廃止の予定で検討を進めております。）

＊　利用者数（令和５年２月１日現在）：５名

ニ　福祉用具貸与事業・介護予防福祉用具貸与事業 ㊞

介護用ベット、車いす、手すり、歩行器など、福祉用具の貸与サービスを提供します。

＊　利用者数（令和５年２月１日現在）：１６０名

ホ　特定福祉用具販売事業・特定介護予防福祉用具販売事業 ㊞

利用者に適切な特定福祉用具の選定を行い、機能訓練等に使用する福祉用具を販売します。

ヘ　地域密着型通所介護事業・第１号通所事業《ほっとなとり　なちゅる》 ㊞

要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、通所介護事業所において、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な介護及び機能訓練等を行います。

＊　利用者数（令和５年２月１日現在）：１６名

ト　地域包括支援センター事業《名取南地域包括支援センター》㊜㊍

地域住民の心身の健康保持や生活安定のため、総合相談支援業務、介護予防事業、権利擁護業務、ケアマネジメント業務など包括的な支援を行います。

〔担当地区：名取が丘、館腰〕

＊　介護予防支援・ケアマネジメント（ケアプラン作成）件数

令和５年２月１日現在：１８３件

（３）障がい福祉サービス事業

イ　「名取市友愛作業所」の運営 ㊜

名取市の指定管理者制度による指定管理者（令和４年度～令和８年度）として、障害者総合支援法に基づく、就労移行支援事業及び就労継続支援Ｂ型事業の運営を行います。

①　就労移行支援事業	一般企業などに就職を希望する６５歳未満の精神障がい者を主な対象にし、就労のための作業訓練や職場実

	習などを行うほか、就職活動や就職後の職場定着に必要な支援を行います。 ＊　利用者数（令和５年２月１日現在）：０名
②　就労継続支援Ｂ型事業	一般企業への就職が難しい精神障がい者を主な対象にし、就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力向上に必要な訓練を行うなど、福祉サービスの提供をあわせて行います。また、利用者向けの送迎を行い、継続した利用につながるよう支援しています。 ＊　一日あたりの平均利用者数：１６．２名 （令和４年４月１日～令和５年１月末日）

ロ　障害福祉サービス《指定居宅サービス事業所ほっとなとり》 ㊞

①　居宅介護	身体障がい者、知的障がい者、知的障がい児、精神障がい者に対して、居宅介護員を派遣し、身体介護・生活援助サービスを提供します。 ＊　利用者数（令和５年２月１日現在）：３０名
②　重度訪問介護	
③　移動支援事業 （地域生活支援事業）	屋外での移動が困難な障がい者に対し、日常生活上必要不可欠な買い物、官公庁等の用事や社会参加など、外出するための支援を行います。 ＊　利用者数（令和５年２月１日現在）：３名
④　訪問入浴サービス事業 （地域生活支援事業）	家庭において入浴することが困難な障がい者に対して巡回入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。 ＊　利用者数（令和５年２月１日現在）：４名

ハ　相談支援事業《なとりソーシャルサポートセンターぽこあぽこ》㊟

障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて障がい者（児）やその家族からの相談に応じ、情報の提供及び助言等を行います。

また、障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう、必要な援助を行います。（地域相談支援）

＊基本相談及び計画相談実人数
令和４年４月１日～令和５年２月１日現在：２１１名

＊サービス利用支援（プラン作成）・継続サービス利用支援（モニタリング）件数
令和４年４月１日～令和５年２月１日現在：３９１件

ニ　基幹相談支援センター開所に向けた取組み≪名取市基幹相談支援センター≫㊨㊟㊞

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の実情に応じて以下の業務を行います。

（１）総合的・専門的な相談支援の実施
（２）地域の相談支援体制の強化の取組み

（３）地域移行・地域定着の促進の取組み
（４）権利擁護・虐待の防止
（５）障がい者等地域づくり協議会の運営に関すること

＊　人員体制

３名（専門的な有資格者の配置を想定：相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）

＊　開所時期

令和５年６月を予定